

○標章及び証明書の再交付

(第6条の4第1項)

審査基準

令和5年9月1日作成

法令名	大規模地震対策特別措置法施行規則
根拠条項	第6条の4第1項
処分の概要	標章及び証明書の再交付
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	大規模地震対策特別措置法施行規則第6条の4第2項
審査基準	判断基準は、法令の定めによる。
標準処理期間	7日
申請先	警察署の交通課(交通第一課を含む。)、交通部高速道路交通警察隊又は交通部交通規制課
問い合わせ先	警察署の交通課(交通第一課を含む。)、交通部高速道路交通警察隊又は交通部交通規制課企画係